

加西市最低制限価格制度事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加西市財務規則(昭和42年加西市規則第40号)第96条に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において最低制限価格制度とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、競争入札に当って最低制限価格(予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。)を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象)

第3条 工事費(消費税及び地方消費税を含む。)が130万円以上で、1億円未満の工事又は製造の請負に関する契約で、次の場合を除き原則として最低制限価格制度を適用する。

- (1) 一般競争入札若しくは指名競争入札の方法により実施されない契約
- (2) 工事又は製造の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合等で、最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。
- (3) その他、市長が最低制限価格の適用が不適切と認めるとき。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。以下この項について同じ。)に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

3 最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格で入札をした者は失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(再入札)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札を行った者は、それ以降の再度入札に参加できないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(最低制限価格の事前公表に関する要綱の廃止)

2 最低制限価格の事前公表に関する要綱(平成12年加西市訓令第46号)は、廃止する。